

東京都立図書館雑誌収集保存検討委員会設置要綱

平成30年12月27日決定(30中図サ資第172号)

(設置目的)

第1条 東京都立多摩図書館の「東京マガジンバンク」が所蔵する雑誌資料の適切な収集・保存について検討するため、東京都立中央図書館に東京都立図書館雑誌収集保存検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について検討する。

- 1 東京都立多摩図書館「東京マガジンバンク」雑誌資料の収集に関すること
- 2 東京都立多摩図書館「東京マガジンバンク」雑誌資料の保存に関すること
- 3 その他東京都立図書館雑誌資料の収集・保存に関連すること

(委員会の構成)

第3条 委員会は、次のとおり構成する。

サービス部長、資料管理課長、情報サービス課長、企画経営課長、多摩図書館長、資料管理課課長代理2名、情報サービス課課長代理1名、企画経営課課長代理1名、多摩図書館課長代理1名

(委員会の運営)

第4条 委員会は、次のとおり運営する。

- 1 委員会には、委員長を置き、サービス部長をもってこれに充てる。
- 2 委員長は、委員会を統括し、会議を主宰する。
- 3 委員長は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求めることができる。

(報告)

第5条 会議の検討結果は、委員長がとりまとめ、必要に応じて東京都立図書館資料管理委員会に報告する。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、東京都立中央図書館サービス部資料管理課に置く。

附 則

この要綱は、平成30年12月28日から施行する。